

第3回 墓地等の経営許可権限移譲可能性検討委員会 会議録

日 時：平成 29 年 1 月 31 日(火) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 15 分

場 所：二宮町役場 2 階 第 1 会議室

出席者：出石会長 / 矢島副会長 / 松木委員 / 森委員 / 横田委員

事務局：成川都市部長 / 和田生活環境課長 / 石原環境政策班長 / 北川主事

傍聴者：2 名

1. 開会
2. あいさつ

会 長：第 3 回の検討委員会になりますので、引き続き墓地等の経営許可権限移譲の可能性について忌憚のないご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3. 議題

(1) 課題の整理について

『課題の整理について事務局より説明（資料 1-1、1-2）』

【質問・意見等】

委 員：死亡者数が示されているので大まかに計算すると、毎年 70～80 人程度の墓地の需要が発生していることとなります。その需要について、町内外のどこに墓地を求めているのかは、今後の調査事項として必要になると思っております。

また、千葉県では、過去に墓地の公益法人の許認可を県がしていなかったため、千葉県内の各自治体の条例では、公益法人を対象としていませんでした。

千葉県や埼玉県では、かなり以前から墓地の権限が市町村に移譲されていますが、特に埼玉県では、市町村からの希望の有無にかかわらず権限を委譲していたと言われておりますので、その権限移譲の結果、移譲された側の市町村では、どのような問題があったか明らかにする必要があると思っております。また、資料でまとめている課題についても、どのように対応しているのかなどをヒアリングしたほうが良いと思っております。

会 長：ヒアリングをして課題と対応について実情を知った方が良いということですね。

事務局で一点分かれば教えていただきたいのですが、東京都の都条例では距離制限がありますが、瑞穂町の条例では距離規制がありません。東京都は、町が権限を受けて条例をつくっても都条例との二重規制で強い規制をしている場合もあります。

瑞穂町が権限を受けていれば、東京都は権限がなくなるとは思いますが、どのようになっていますか。

事務局：東京都の事務処理の特例条例を見るかぎりでは、瑞穂町に権限が移っていると見

受けられます。

また、距離規制を規定していない理由について瑞穂町に確認をしたところ、都条例では焼骨の墓地については、但し書きで知事が支障ないと認める場合には人家から100m離さなくても良いとなっているので、瑞穂町では焼骨のみを対象としていることから、距離規制を設けていないという話は伺っています。

会 長：わかりました。

『課題の整理について事務局より説明（資料2、3、3付図）』

【質問・意見等】

委 員：事務局に確認ですが、住宅から100m範囲の規制を設けた場合、現状では墓地を造ることができないということですが、新設以外の既存墓地の拡張もできなくなるという理解でよろしいですか。

事務局：住宅から100mの距離規制を設けた場合には、新設、既存墓地の拡張はできなくなると思われます。

会 長：住民がどこに墓地を求めるのかということについては、資料2の町民ニーズ等の把握につながるものと思われます。

また、権限を受けた町へのヒアリングは、資料2の項目「2、3」のすべてにかかってくるものだと思いますが、権限を有するほかの町に確認して把握されているものがあれば教えてください。

事務局：関東圏外の同規模自治体にヒアリングした内容ですが、多くの自治体は、国の指針に沿った業務が出来ていないようです。

また、数年に1回程度のスパンで新規許可申請があるので、審査や許可に係る業務も慣れないものとなっており、片手間になっているようです。ヒアリングした自治体は、希望の有無にかかわらず権限が移っているところですが、できることなら権限を返したいという自治体が多いです。メリットについて、未だに許可申請を受けていない自治体の話ですが、権限を受けたことにより、申請者と住民との意見の調整等ができるのではないかと想定しているとのことでした。

会 長：わかりました。いずれにしても、もう少し調査が必要だと思います。

委 員：神奈川県内の町は、権限が移譲されていないので、今後、権限移譲を求める予定があるかどうか、また、その理由についてヒアリングをすると参考になると思いますので、今後の検討課題としてお願いしたいと思います。

会 長：ほかに意見がないようでしたら、次の議題に移ります。

(2) 権限移譲の可能性検討について

【意見等】

会 長：議題2につきまして、説明資料はないということですので、これまでの委員会の

内容を踏まえてご議論いただきたいと思います。

委員：権限移譲の可能性ということですが、まずは、神奈川県条例に距離規制を設けるような要望はできませんか。

事務局：毎年、4月頃に町村会を通じて要望ができますので、その機会にあわせて要望することは可能です。

委員：距離の問題が大きいようなので、神奈川県条例で距離規制ができるのであれば、町で権限を受ける必要はないと思います。

会長：それもひとつの方法だと思います。

委員：距離制限と宗教法人の事務所等の規定の2つに絞られたと思います。埼玉県では、要件に町内に事務所があることと限定していますが、礼拝所ということではなくて、単なる事務所になるのでしょうか。

事務局：自治体によってさまざまな表現がありまして、主たる事務所や従たる事務所としている自治体もあります。

また、但し書きを設けている、設けていないなどさまざまです。どのような規定を設けるのか、例えば、県内か町内なのか、また、事務所の定義付けなどを検討する議論も必要になると思います。

委員：宗教法人の認定は町に権限がなく、神奈川県が認定をしていますので、県で認定したら宗教法人になるということですか。

事務局：そのとおりです。宗教法人の適格性を問われることがあれば、神奈川県に確認する必要がありますので、今まで県の機関内の権限であったものが、県と町で分かれる形にはなってしまいます。

委員：主たる事務所はお寺等、従たる事務所は別院になると思いますが、神奈川県条例でいう宗教法人の従たる事務所とは、県が認証した事務所になるので、任意でつくったような事務所は、別院として認定されることはないです。

会長：墓地というのは公益性、非営利性と永続性があることから、地方公共団体以外の場合には宗教法人や公益法人に限定されています。その墓地が、地域の環境に影響を及ぼす一方、墓埋法の目的では、その他公共の福祉という規定があるので、必要な施設ではあるが、近隣の方にとっては、迷惑施設のような扱いになっているので距離制限の話が出てきたと思います。二宮町への陳情は、その観点からの話になると思いますが、墓地を造らせない規制は、財産権の侵害でもあり違憲になりますので、そのような議論にもなるかと思えます。

委員：お寺では、距離規制についてどのように考えていますか。

委員：町の仏教会に加盟しているお寺に聞いてみましたが、100m以上の距離規制があると困るなど、さまざまな話がありました。

会長：但し書きもありますので、条例の作り方次第になるかと思えます。

委員：距離規制はあっても、既存の墓地を拡張することは可能ということですか。

- 会 長：距離規制をした場合でも拡大は、可能な場合もあると思います。ただし、墓地だけに限らないですが、既得権を尊重する必要はあります。法律でも補えるようになっているものもありますので、条例でもある程度はできると思います。
- 委 員：既得権について、既存墓地の拡張は特例を認め、新設は特例を認めないとなると裁判上では、難しい話になると思います。
- 会 長：距離規制が主体になっていますが、権限を受けなくても墓地を樹木で覆うことや墓地の面積を規定するなどの住環境を守る規定をまちづくり条例など、独自の条例で規定することは可能です。本来は、墓理法による墓地行政ではなく、全体的なまちづくりとして、どうあるべきかという議論がないといけないと思います。その中で、墓地の権限を受けて条例を作ったほうが良いのか、あるいは、独自の条例を作ったほうが良いのかなどの検討になると思います。今は、陳情の経緯もあり距離規制と神奈川県からの権限移譲の話に偏っているので、まちづくりの視点から、もう少し広く住民や町内の宗教法人に意向を聞いてみる必要があると思います。
- 委 員：距離規制の単一的な問題ではなく、まちづくりなどの広い視野で考えないと難しい問題だと思います。
- 委 員：町で検討している「開発事業における手続き及び基準等に関する条例」で距離の規定は別として、樹木などで墓地を見えなくするなどの立地に関する規定を設けることは出来ますか。
- 事務局：今、町で検討している条例は、現行の要綱を条例化するものであり、立地に関する規定ではなく、住民説明の手続きに係る条例になるので、細かい規制をするものではないです。
- 会 長：手続き条例のなかで規定しているものは結構あります。例えば、産業廃棄物処理施設の設置は都道府県の許可ですが、市町村独自の水源保全条例で立地の規制をしています。一定限度の環境を守っていくうえで、立地を認めないというものではなく、適正な立地にするために要綱による行政指導や条例で規定することは可能です。権限を受けて規制する方法や墓地の権限を受けずに規制する方法など色々な方法があります。この委員会は、権限委譲可能性を検討することになっているので、そこだけに着目されますが、総合的な視点で検討したほうが良いと思います。
- 委 員：墓地に限る話ではないが、2町等にまたがり施設を設置する場合、双方の町側に片方の条例が適用されることになりませんか。
- 会 長：例えば、2市にまたがる施設があり、A市はまちづくり条例がある、B市にまちづくり条例がない場合、A市の条例をB市側に適用することはできません。
- 委 員：墓地の権限を受けた場合に現行の神奈川県条例と比べて何も変わらないのであれば、町の負担が増えるだけになるので、具体的な規制がどこまでできるのかを把握しないと話が進まないと思います。
- 委 員：会長などから話がありましたが、必ずしも墓理法の権限移譲にこだわらなくとも、

町独自のまちづくり条例のようなもので、緑地の緩衝帯を設けるなど住環境を棄損させないための規定や住民協議についてコントロールできれば、権限を受けなくても良いのではないかと思います。

会 長：次回の会議は、墓埋法の施行条例だけではなく、まちづくり条例などの先進例を示してもらえれば、それを町にあてはめた話ができると思うので、用意をしてください。

実例を見ながら権限を受けなくてもできるのか、それとも法定権限は強いので権限を受けたほうが良いのかという議論もできると思います。

次回が取りまとめになりますが、権限を受ける、受けないを判断するためには、調査や議論がまだまだ必要ではないかと思います。

(3) その他

本日の会議内容をもとに、次回の資料を作成させていただきたいと思います。

次回は、3月28日の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

4. 閉会

事務局：これもちまして、第3回の墓地等の経営許可権限移譲可能性検討委員会は閉会とさせていただきます。